

説明の対象や説明の項目及び説明事項について（補足）

※町ガイドライン 「7その他」(5) で記載の「説明の対象や説明の項目及び説明事項」とは資源エネルギー庁が定める「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める以下の項目を指します。

第2章説明会等を実施すべき再エネ発電事業

第1節説明会等を実施すべき再エネ発電事業

2 実施すべき措置（説明会の開催又は事前周知措置の実施）P4

第3章説明会の要件

第1節「周辺地域の住民」（説明会に出席する住民）の範囲.....P7

第4節説明項目及び説明事項

2 説明項目（再エネ発電事業計画の概要等）P13

3 説明項目（事業の影響と予防措置）P15

第4章事前周知措置の要件

第1節事前周知措置の要件（周知方法等）P25